



日 監 第 3 0 号
令和 7 年 (2025 年) 6 月 9 日

(請求人) 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 中 嶋 良 樹

住民監査請求について（通知）

令和 7 年 5 月 1 6 日付け日監第 2 1 号で受け付けた住民監査請求については、別紙理由書のとおり、不受理（却下）としたので、この旨通知します。

理 由 書

地方自治法（昭和22年法律第67号。）第242条第1項に定める住民監査請求は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」とされている。

請求人は、既に令和7年2月12日付けで、本件と同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求（以下「前回請求」という。）を提起し、令和7年3月6日付け日監第104号により、住民監査請求の要件を具備していないため、請求を却下されている。

既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、昭和62年2月20日最高裁判決では、「地方自治法（以下「法」という。）第242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と判示されており（最高裁判所第二小法廷昭和57年（行ツ）第164号）、請求人が、前回請求に基づく監査結果を不服とし、新たな証拠資料を監査委員に対し提出することによって、本件請求が前回請求とは別個の住民監査請求であると主張しているものと解されるが、前述の最高裁判決では、「監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたつて監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによつて監査請求が別個のものになるものではない」と判示していることから、本件請求が前回請求と別個のものということとはできない。したがって請求人が、住民訴訟を提起することなく、先に住民監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実を対象として、再度住民監査請求を行うことは、いわゆる「一事不再理の原則」により、不適法な住民監査請求といわざるを得ない。

よつて、本件請求は、地方自治法第242条第1項に定める適法な住民監査請求の要件を具備していないため却下するものである。